



熊本県では、令和2年12月21日(月)から令和3年1月3日(日)まで「年末年始の交通事故防止運動」を実施します。

慌ただしい時期ですので、道路では「思いやりあふれる安全な行動」を心がけ、交通事故ゼロで笑顔の新年を迎えましょう！

推進項目
その1

運転者は

- ① 飲酒運転の悪質性・危険性、結果の重大性を認識し、飲酒運転をしないことを厳守しましょう。
- ② 計画的で余裕のある運転を心がけるとともに、夕暮れ時の前照灯の早め点灯や、夜間の上向き点灯を実践し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- ③ 高齢者や子どもの歩行者及び高齢運転者マーク等(身体障がい者・聴覚障がい者・初心者マーク含む)を表示している車両に対して、思いやりのある運転に努めましょう。
特に、横断歩道上の事故を防ぐため、「てまえ運動」を実践しましょう。(※てまえ運動：歩行者は横断する意思、運転手は横断させる意思を、手を前に出して合図を送り合って体現し、事故を未然に防ぐ運動)
- ④ シートベルトやチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
- ⑤ 自転車の右側通行、二人乗り、傘差し、スマートフォンを含む携帯電話の使用、無灯火、イヤホーン等使用運転などの危険性及び自転車も車両であることを認識し、正しい交通ルール・マナーを習慣付けましょう。



推進項目
その2

歩行者は

- ① 「信号を守る」など、歩行者の交通ルールを再認識し、安全な行動を実践しましょう。
- ② 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るい色の服や反射材用品等を着用しましょう。
- ③ 道路を横断する際、横断歩道が近くにある所では、横断歩道を渡りましょう。
- ④ 横断歩道を横断する際は、「てまえ運動」を実践しましょう。
※幼児・児童は「手を大きく上に挙げて」横断歩道を渡りましょう。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話等の画面を見ながら歩くのは止めましょう。

